

第 11 回鎌倉市児童福祉審議会会議録

平成 13 年 11 月 7 日（水）18 時 00 分～20 時 05 分

- 委員長 それでは、第 11 回の鎌倉市の児童福祉審議会を開催させていただきます。
市長から諮問をいただきました 2 点のうちの 1 点目の議論について、一定程度の進展を見せておりますが、きょうは引き続いて、その点についてご議論をいただきたいと思ひます。
それでは改めて事務局に出席委員等の確認をお願いいたします。
- 事務局 委員につきましては、全員出席です。幹事につきましては、青少年課長と学務課長が欠席しています。
- 委員長 ありがとうございます。それでは早速議題に入っていきたいと思ひますが、まず、前回会議録の確認でございますけれども、これは既にお渡しをしておりますので、また、訂正点がありましたら、ご指摘をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、議題の（2）「保育所を中心とした子育て支援について」に入らせていただきまして、補足資料をもとに、提出資料の説明を事務局の方をお願いをいたします。
- 委員 事務局の提出資料の説明の前に、質問と意見と要求をちょっと述べさせていただきます。よろしいですか。
- 委員長 どうぞ。
- 委員 資料 11 - 2 ですが、きょうお配りされていますね。これはどなたの指示でつくられたものですか。まずこれは質問です。
- 事務局 この資料につきましては、後で説明させていただこうと思つたのですが、ここに書いてあるとおりで、前回、私どもで資料としてお出した 10 - 3 の資料...
- 委員 いえ、質問の項目は、どなたの指示でつくられたかということです。中身のことではございません。まず最初に、どなたの指示でつくられたのか。
- 事務局 この資料につきましては、前回の会議の主な意見をまとめて、私ども事務局の判断で出しました。
- 委員 事務局の長ということは、子ども家庭福祉課長ということによろしいですか。
- 事務局 はい。
- 委員 そうということになりますね。では、要求と意見を述べておきたいと思ひます。この資料は差し戻していただきたい。同じことを言うのは、これで 2 回目です。たしか数回前に私は申し上げました。主な意見というのは、子ども家庭福祉課長でもって、取捨選択をされているわけですよ。どういう判断基準

でこの主な意見というのは取捨選択されているわけですか。それぞれの委員の意見というのは、主な意見と主でない意見があるということですね。それをはっきりしてください。

事務局 この関係につきましては、審議に当たりまして、私ども会議録をひもとしてみまして、その中で特に皆さん方から出てきた内容について、私どもとして知り得る範囲の中で取りまとめをしたもので、特に恣意的に何かを削るとかという考えでつくっているのではなく、委員さん方の理解を深めるためには、こういう形のものがあった方がよりいいのかなという考え方で出させていたのだと理解しています。

委員 以前のときに私はこのように申し上げました。それぞれの委員の意見というのは平等のはずです。しかし、それを行政の側で、これは主な意見、これは主な意見ではないという取捨選択することそのものが間違っています。ここに出ている資料は、子育て支援の充実に向けて、主に民営化に関することについて出ています。前提にかかわる論議が幾つかご意見が出ていたはずですが、それが全く無視されています。

だからこそ、それぞれの委員の意見は、主な意見と主な意見でないものがあるわけですね、そのように私は思うのですが。さまざまな意見が出ていますが、行政の意に添わないものは主な意見ではない。そういうことですね。

事務局 委員さんからのお話にお答えします。意図的に落しているとは考えていませんで、今回の資料につきましては、前回出した内容は左側に書いていますけれども、今おっしゃられましたように、これに直接関係のない、この資料の部分で直接関係のないというのは大変失礼な言い方もかもしれませんが、たまたま前回のときに、「移行の手法」以下でかなりいろいろなお意見が出ておりました。その部分について取りまとめをいたしました。

今、委員さんが言われたように、前段で民営化云々という話を、前回のときに十分に議論していただいておりますので、今回また、その辺のお話があるかと思しますので、今回出していただいたご意見をあわせて、全体にまたまとめていくような形にはなろうかと思っています。

委員 ですから、申し上げておりますのは、前回出ていた意見の中に、民営化そのものについての意見も出ていたはずですが、それから、それ以前の段階ではないかと、そういう意見も出ていたはずですが、そういうものがなぜここに載らないのですか。それは主な意見ではないということでしょう。もし、そうであるならば、審議をすることそのものが問われてきますよ。もともとこの審議会は一体何なのか。もう最初から目的があるのではないか。そのように市民が受け取っても全くおかしくないのではないですか。だからこそ、この資料は取り下げてください。そのように申し上げているのです。

委員長

こういうことを申し上げるのは、これで2回目です。一部の判断でもって、それぞれの委員の意見を取捨選択するということが自体が間違っています。

一つ確認をしたいのですが、委員がおっしゃるように、もし、意図的な取捨選択が行われているということであれば、これは重大な問題だと思うんですけども、このタイトルですね、「子育て支援の充実に向けて（検討素材）」というのは、左側に載せた10回の資料に関して寄せられた意見については、取捨選択というのはなされていないですね。

委員がおっしゃる、この前の、そもそも民営化するかどうかということ、それから、そのもう一つ前提の、そもそもの保育のあり方をどうするかという議論については、これは私が第10回の審議会ところで確認をいたしましたけれども、軽々にそのことについて何らかの結論を出すべきではないので、この11回の会議で議論をしましょうということで、そここのところについて一定の結論を出していないのですよ、第10回は、それが理解であると思うのですね。それは審議会としての確認事項ですから、きょう11回目の会議を持っていると思いますし、きょうの議論のいかんによっては、まだもう少し議論があるかもしれないと委員長としては確認をしております。一つ確認をさせていただきたいのが、主たる意見というのは、行政側が取捨選択をした主な意見ではないということを確認させていただきたい。それはよろしいですね。

むしろ、例えば話が枝葉に飛び込んでいってしまったり、あるいはテーマから外れていたり、場合によっては雑談になっていたところがあるとすれば、そういったものを議事録という形で載せないという整理をしたというのが1点と。

それから、この資料11-2の前提のところでは、きょうの全体の会議の、この10回のテーマになっています、そもそもの、まさに保育所を中心とした子育て支援についてどう考えていくかということについて、委員がおっしゃるように、初めに何らかの結論ありきではなくて、そのことについては資料11-1も含めてまだ議論の俎上にあると。審議会としては、何ら結論めいたものは出していないという理解をまずしたいと思うのですが、その点については委員の皆様よろしいですか。

その上で委員の方から今度はご要望ということで、確かおっしゃったように、6回か7回のときにそれまでの議論をまとめた一覧表が出て、委員の方からそういうご意見があったというのは、私も記憶をしております、そういうことも含めて資料11-2については取り下げしてほしいというご要望、あるいは取り下げのべきだというご意見が出ていますけれども、ここまで11-2の資料の性格について確認をさせていただいて、ちょっとほかの

委員の方のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 私もこの11 - 2の中でちょっと不満な部分が、私が先週言っていたのにこれが入っていないというところがありましたので、後ほど意見のときに述べさせていただこうと思っておりましたけれども、そのように単純に思っております。

委員長 委員のご意見は、11 - 2の議論のところでは修正を行っていきたいということ。

委員 ほかの委員の方のご意見はいかがですか。

委員 これについては議事録があるわけですが、意見を言いつ放し、まとめがつかないということを恐れますので、これは資料としてこういう形でお出しになるのは、やはり委員が言われるように、多少問題があると思えますけれども、これを我々が見て、議事録とつき合わせて、この意見が出ていないということをきちんと議論をして、あるいは持ち帰って判断して、それを持ち寄って、いずれ答申を出さなければいけないわけですから、その準備資料として使うということで、こういう形でオープンにするということだと、やはりいろいろな誤解を生む資料だとは思っています。

委員 事務局に事実確認をしたいのですけれども、そういう意味合いで言えば、きょう傍聴の方にお配りをしたわけですね。

事務局 はい。

委員長 わかりました。そうすると、委員の意見としては、これは委員限りという形で一旦持って帰るというご提案ですね。ほかの方のご意見、いかがでしょうか。

委員 取り下げるかどうかということの判断は委員長に預けます。

委員長 一応、皆様のご意見を伺ってから、私の判断をしたい。ほかにご意見はございませんか。

幹事 幹事の立場というか事務局の立場で、一応先ほどだれの指示に基づいてということで、課長が私の責任だと申し上げてあるのですけれども、私どもは幹事も含めて、市側がすべて承知をした上での資料でございますが、ただ委員の皆さんの意見を聞いてみますと、まだ未成熟な情報であるという意味では、委員の指摘のとおり、あくまでも審議会の議事の段階で、まだ精査をした上で、明らかに公表すべき資料ではないかという判断をしておりますので、それを含めて委員長の方でご判断いただければありがたいと思います。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、委員の方からは委員長一任だという、判断に任せるといって意見をいただいておりますので、それと今、幹事の方からのコメントもござい

ましたので、実質的には 委員のご提案をとりたいと思います。一旦整理をしてみるとということも必要ですので、委員限りでもという 委員の言葉をかりると部内資料というか、審議会内資料ということで取り扱いをさせていただきますので、まことに実務的なことになるのですが、まず申し訳ないのですが、傍聴の方からは資料を取らせていただきます。これは審議会の決定でございますので、傍聴の方もお許しいただきたいと思います。

それと、資料 11 - 2 にかかわっての議論というよりも、11 - 1 にかかわって議論をしていきますと、どうしても 11 - 2 にかかわる議論が出てきますので、直接これを取り上げて、今きょうこの段階で議論はしません。一旦持ち帰って、練り込みましょうというご提案がございますので、むしろきょうの議論としては、この資料 11 - 1 を主として使って議論をするということですので、それはある意味で傍聴の方がお持ちにならなくても、きょうの議事全体についてはご理解をいただけると考えますので、それではすいませんが、暫時時間をいただいて、回収をしてください。

委員 今のことに関連をして、三つ。そうすると、ここに委員に配られている資料 11 - 2 については、このナンバーは外すということによろしいですね。これは消していただくと。

委員長 内部資料になりましたから、当然ですね。

委員 2 点目、前々にも申し上げていることなんですから、これは事務局の問題ですし、それから、審議の議論の方法にも影響する問題なんですから、こういったことはかなり重大な問題です。そういうことをきちんと認識をしていただきたい。それが 1 点。

それと、前に 委員等からも出ていますように、私、今までのところは、市役所の方も大変だし、なかなかつかめていないこともあるからと思っておりましたが、やはり根本の資料ですね。地域ごとにどういう親たちがいて、将来展望は一体どうなるんだと、その根本のところの資料をやはりきちんと出すべきだと思います。

この審議会は 10 年後、20 年後の子育てに関して考えているからこそ、今後将来、その地域ごとに子どもたちが、それからそれを支えている親たちが、どういう職場の状況になっているのか、どういう子どもたちが増えていくのか、どういう家庭が増えていくのか、再三再四これは各委員からもそういう資料を出してくれということでお話があったと思います。やはりそれはきちんと出すべきだろうと。それもなしに論議をするというのは、やはり空中戦のような気がします。

委員長 3 点目のご意見は、むしろ今のことにかかわってではなくて、今回の議論全体の中での 委員のご意見として伺っておきたいと思います。この点につ

いては、第1回以降、今 委員がおっしゃったように、でき得る範囲、市側が把握をしている範囲の中での資料を提供する努力は、市側もされたと思いますが、またそれはそれぞれ委員のご意見があらうかと思しますので、それは全体の議論をもう一回していく中で、 委員のご意見ということで位置づけをしていきたいと思ひます。

さて、議題の(2)のところに入ってよろしいでしょうか。

それと、これも繰り返しになりますけれども、私、これは皆さん方も、委員の方も同じだと思ひますが、 委員がおっしゃったように、いづれ答申は書かなければいけない。これは市長から受けた委嘱の期間がありますし、それから、もう一つの、全体の子育て支援をどうするかというテーマが残っておりますので、日程の日時というのは課せられているかと思ひますけれども、そのことと何らか強引に物事を決めてしまうということは、私は両立しないと思ひますので、十分議論をしていきたいと思ひますし、無理やり、この審議会の意見なり答申を一本化するつもりは、委員長としてはございませんので、ぜひ皆さんに十分な議論をしていただきたいと思ひます。もちろん、一定の方向がまとまれば、それに越したことはないと思ひしております。

それでは、保育所を中心とした子育て支援についてということで、11-1というのを資料として使って、全体の補足も含めて事務局の方からご説明を願ひます。

事務局

資料のつくり方等、不適切な部分がありました。申し訳ありませんでした。それでは、きょう提出しています資料、それから、きょうお手元にお配りした参考資料も併せまして確認をいただきます。資料11-1で、「保育所を中心とした子育て支援整備のイメージ」。これは前回出したものに対していろいろなご質問等がありましたので、私どもで改めて資料を出したものです。これを順次説明いたします。

そのほかに、今、内部資料ということで、資料11-2につきましては、主な意見をまとめたつもりでしたが、このまとめ方につきましても問題等ありましたので、また精査させていただきたいと思ひます。

それから、参考資料ということで 委員の方からご提供がありまして、全国保育協議会の方で出されている「ぜんほきょう」という機関紙の中に、「市町村における保育所、幼稚園行政の課題と対応」というのをいただきましたので、参考に今回資料として出しています。

それから、きょう机の上に一部、委員さんに用意いたしました、やはり同じく全国保育協議会を出しています「第三者評価の流れとこれからの動きについて」という機関紙のコピーを出しています。きょう、資料11-1で若干

説明させていただくことに関連すると思われましたので、これも参考までに委員さんに用意をいたしました。それと前回の会議録です。

委員長
事務局

これは。

今、委員長がお持ちなのは、委員さんからご提供()がありまして、部数が若干しかありませんので、委員さんだけにお配りしています。

子育てに関するフォーラム開催のチラシ等

委員長
事務局

では、説明の方、お願いします。

それでは、資料 11 - 1 をお願いします。11 - 1 につきましては、前回の会議の中で何点が求められている事項の回答を中心に説明資料として出させていただきました。

まず第 1 ページの課題と取り組み、総括というタイトルをつけていますが、前回までの会議の中で、公立保育所を中心にして拠点化を進めていきたいということとあわせて、民営化の方針を出したいということで資料を出しまして、議論いただきました。その中で前回までに話をしている中で、どうして今までこういう計画をつくることができなかったのか。特に公立保育所において事業展開をしていけなかったのかということについての総括を一旦出して、それから、話を進めるべきではないかというご意見もありました。それに対しての私どもの総括といいますが、取りまとめをしたものです。

まず、左の方から見ていただきまして、課題と現状、今後の取り組みということで大きく分けて、保育所の現場、特に公立保育所の現場ということで書いています。それから、行政としてという書き方をしていますが、これは保育所だけでなく、保育全体の担当になっていきます私どもも含めての課題ということで、保育所を中心とした子育て支援にかかわる部分を挙げています。

今、保育所の現場に対して、どういうふうなことが求められているか。これは再三議論の中でも意見として出していただいていますけれども、利用者の保育ニーズの多様化ということで理解していただきたいのですが、多様化に伴いまして、保育内容も多様化してきている。そういうものに対して対応をしていかなければいけない。これは現場の方では、もっと認識をしていただきたいというのが最終的な考え方なんですけれども、従前は保育所では保育に欠ける児童に対する保育が中心に行われてきました。児童福祉法等の改正、それから、利用者の保育に対する多様なニーズということもありますので、もっと保育に欠けない児童、この保育に欠けない児童という言い方は、ちょっとなじまないかもしれないのですが、いわゆる保育所に通っていないお子さんについても、保育所の現場としてかかわりを持っていくべきではないかというのが課題ではないかと一つ意識しています。

それから、取り組みが進んでいない、特に公立については取り組みが進んでいないというのが、議論の中で出ています。委員さんのご意見でもありましたけれども、取り組みがなぜ遅いんだという問題の一つとして、利用者の多様化に伴います保育時間等の延長、それから当然、保育ニーズも含めてですけれども、そういうものがある中で、保育者自身の労働時間については、週40時間というのが一つあります。そういうことで、当然、保育時間の延長、保育時間が長くなれば保育者そのものの労働時間との矛盾が出てきます。こういったことについて、やはり現在でも嘱託員ですとか、アルバイト保育者を入れて短時間労働で、保育をしている現状がありますけれども、他市等の例をお聞きしますと、ローテーション勤務とか取り組みをしているところもあります。このようなものも、やはり考えていかなければいけないのではないかなと思っています。

それから、行政としましては、少子化への対応、これが一つあるかと思えます。保育所そのものとしては待機児童の解消、これも順次やっていますが、なかなか解消できていないということがあろうかと思えます。

3番目に挙げていますが、児童福祉法の改正によって、保育所そのものが、措置から選択利用の制度に変わりました。実際、それがなかなか実態に沿った形にはなっていないこともあります。

それから、情報の提供、情報の公開、ほかの部分についてはまだまだ遅れているのかなと思っています。やはりこの点については保育所を使われる利用者、市民の方も含めての視点に立った保育への変化が求められているのではないかな。このような考え方を持っています。

これに対して現状はどうかということですが、これは率直なところをここには書いています。現状の中で一番上にありますが、入所率の低いこと、特別保育の保育事業の取り組みが遅いということが一般的にも言われていますが、残念ながら鎌倉市においても、民間に比べますと公立の方がやはり入所率は低いという実態も資料として出していますし、実態としてあると思っています。

それから、待機児童解消への取り組みが十分でない。これも決して公立がやっていないとは思っていません。公立の保育所の中でも、保育士にかなり無理をしていただきながらやっている部分はあろうかと思えます。ただ、これも民間に比べますと、やはり入所率の低さと同じなんですけれども、やはりもう少し考えてみなければいけないところがあるのかなと思っています。

その次に書いていますのは、ちょっと長いのですが、保育運営に当たっては、公立は8園ありますが、これもご意見もあろうかと思えますが、8園の保育園で同じような保育目標を持っています。また、運営につきましても横並び

にしていきたいというものが強くあるかと思っています。

確かに通常の保育の実施に当たっては、共通した保育内容にすることで、保育水準というのは公平に維持できるというメリットがあると私どもは思っています。しかし、前段にあるような、入所率の低さ、待機児童の解消への取り組み、それから新たな事業等、特に全園で実施をしなくてもいいだろうと思われる事業についても、なかなか個別で実施することが難しいという実態があるかと思っています。結果として、それが事業への取り組みが遅くなるということがあるのではないかと思っています。

それから、ちょっと飛ばしますが、その一番下に書いていますが、事業実施に当たって、どうしても公立の場合には予算の問題、予算化をしてからでないとなかなか事業が実施していけない。また、制度を整備してからでないと、なかなか新しい事業に取り組んでいけないという行政特有の制限がある。これは言い訳ではないんですけれども、実際にこれができなければ取り組みができないという実態があるということが、現状としてはあるのではないかと思っています。

前回、 幹事からお話がありましたように、今までの保育の実施の中で十分な努力をしていますし、能力を十分に発揮してきたと思っています。しかしながら、民間に比べるとという言葉が委員のご意見の中にもずっと出てまいりますけれども、上のような現状があるということ認識しないといけないのではないかなと思っています。

では、この現状をどうしていったらいいかということが一番右に書いています。一番上は多様なニーズに対応していくということ。それから、地域支援の部分を考えていかなければいけないと認識していますので、保育所にいるお子さんだけでなく、地域の子育て支援の方にも、ぜひ保育者の持っている経験ですとか、実践からのノウハウを使っていただきたいと。そういう形に保育所も変わっていかなければいけないんだという意識改革といいますか、意識を持っていただけるようにしていくべきだろうと思っています。これは一つ飛ばしますが、地域の保育資源として、公平性の観点からも保育所の利用を広げていくといった意識が必要と書いていますけれども、保育所は確かに保育資源ですが、保育所に通所しているお子さん方だけでなく、ぜひ地域のお子さん全体に対しての保育資源として活用してもらえることが望ましいのではないかと思っています。そういった意識の改革を持っていたければと思っています。これについては、私ども行政の立場と併せまして、また話し合いをしながら進めていかなければならないことではないかなとは思っています。

それから、飛ばしました真ん中ですがけれども、勤務体制ですとか勤務時間な

ど、やはり現状のままでもいいのかなと。もう一回見直してみることは必要ではないか。自己点検、自己評価というのはやはりしていくべきだろうと思っています。それと併せて、そのほかに第三者による評価、評価という言葉がこの場合に当たるかのどうか分かりませんが、まず点検をしていただくことが必要ではないか。こういうことを取り組んでいくことが、これから絶対に必要ではないかなと思っています。

それから、下の部分になりますけれども、行政としては、ではどういうふうに取り組んでいったらいいのかということですが、いままでも出しています児童育成計画、それから、事業を進めるに当たっては市の実施計画等に事業を掲げています。こういう事業の計画的な実施、事業計画を年度で出していますけれども、なかなか思うように進んでいないというのがあるかと思えます。これについては、ぜひ計画的な実施をまずしていくということ。それと計画外の事業であっても、その時点で必要だという判断になれば事業化を図っていきながら、実施可能なものから始めていったらどうか。これは、こういう視点に立ちませんとなかなか行政は次のステップに踏み込んでいきませんので、そのような認識を持っています。

それから、常にコスト意識を持って事業を実施する。今まで出している資料の中でも、お金がかかるという部分は出させていただいています。コストについては、保育を実施しますので、かかってくるのは当然のことと思っています。必要なものについては、今後もお金をかけていくのが当然だろうと思いますが、常にコスト意識を持って、どのようなコストをかけて、どれにコストをかけていけばいいのかという意識を持っていくべきだろうと認識しています。

その次に書いているのは情報提供、公立保育園も、民間保育園も、情報として各保育園の情報を出していますけれども、例えば保育コストなども含めた、市民への公開、市民を含めて情報の公開というのがやはり必要であって、それに対してどのような評価をいただくかということで、評価をいただきながら、見直しをしていくということも必要だろうと思っています。

委員長

ちょっとここで止めていただいて、この1ページ目のところは、前回、あるいはその前ぐらいから、委員などもおっしゃっていたんですが、公立保育を拠点保育園にしてやりますという鎌倉市の提案があるけれども、絵に書いた餅になりませんかというご疑念があって、では一体本当に公立保育園というのはどう変わっていきけるのだろうかという、そのことについて、今まで柔軟に変わってこれなかった総括をし、それに対する対応策を出してほしいというご意見、そのほかの委員の方からもそういうご意見があったと思うのですが、それに対する一定のお答えだと思いますので、2ページ以降に進

む前に、ちょっと1ページ目の公立保育所の運営改善で、こんなことを考えていますと、今後こんなことをしたいという市側のご提案ですので、ちょっとこのところで質疑あるいはディスカッションさせていただいて、2ページ以降に進んだ方がいいと思います。どうぞ自由に、ご質問なり、ご意見なり、お出してください。

委員 課題の矢印のところなのですが、「『保育に欠ける児童に対する保育』から」という行から、その4行がちょっとわかりにくいのですが、もう一度具体的に説明していただければありがたいと思います。

事務局 言葉足らずだったかと思います。保育所入所には保育要件というのがあります。保育所に入るには、保育に欠ける児童というのが規定されています。保育所にいるお子さんについては、公立保育所は頑張って保育をしていると思っています。

ただ、新しいニーズが増えてきていまして、例えば子育て支援の部分については、保育に欠けないお子さんですね。自宅にいらっしゃって、お母さんなり、ご家族の方に見ていただいている、保育をしていただいているお子さんについても、ぜひ対象にしていっていただきたい。対象にして、保育所の仕事の一部としていっていただきたいと思っています。

括弧の中に書いてあるのですが、比較的安定した子ども集団から、利用形態の多様から不安定な子ども集団への対応と書いていますけれども、保育所に通っているお子さんにつきましては、入所して当初は当然ばたばたするわけですが、それから、保育をしていく中で、比較的安定した形で保育を続けていけるとしています。

ところが、一時保育に代表されるように、その日に限って保育をしなければならぬお子さん方などの保育を頭に描いていただければと思うのですけれども、どうしても保育所に来て、その場ですぐにその子に対しての落ち着いた、安定した保育というのはなかなか難しいのではないかと思います。そういうお子さんについても、当然、保育の対象にしていくべきだと思っていますので、ここに書いています。

委員長 よろしいでしょうか。むしろこの今後の取り組みというところの方向性のところだと思うのですが、ざっと見ていまして、行政側としては、とにかく必要なことについては、従来方式にこだわらず、少しやっていきたいということと、現場としては、そういう勤務体制等の見直し、意識改革、情報提供、情報公開をもとにした自己点検、自己評価と同時に第三者評価として少し活性化をしていきたいというのが、現時点での公立保育所の運営改善を進める方向性だと言われているんだと思うのですが。

委員 ちょっと質問をしたいのですが、保育に欠けない児童をも対象にした保

育というけれども、これは保育を必要とするということですか。あるいはリフレッシュ保育とかという、保育園で今やっている一時保育のことを指しているのですか。

事務局 一時保育も含めて、私どもは考えています。

委員 その次ですね。比較的安定した子どもの集団から、利用形態の多様化から、不安定の子どもの集団への対応って、これは意味がよくわからない。ちょっと説明してください。

事務局 どうも説明が悪いのですけれども。 委員からのご意見なんですけれども、保育所の中で保育をしていくと、4月当初からなかなかなじまないお子さん方が、4月、5月、6月という中でだんだん安定をして、集団としての保育ができるようになってくると認識しています。

先ほども言いましたように、例えば一時保育、それから、子育て支援の部分で、例えば保育園であれば、育児センター事業をやっていただいていますけれども、そのようなお子さん方について、ここの中では不安定の子ども集団という表現はしています。保育園に通ってなくて、集団としての保育を十分に受けていない子どもと認識しています。よろしいでしょうか。

委員 よろしくないです。今のお話は、私の質問したことと外れた話でございまして、この文章をそのまま読むと、利用形態が多様化したから不安定な子どもができる。その子どもたちを集団化したその対応と、こういうふうに読めるのですが、そういう意味ではないの。お話は全く違う話でしたね。

委員長 多分、文章を訂正していただく必要があると思うのですけれども、恐らく年間単位で預かっているお子さんのほかに、例えば1日単位とか、半日単位でお預かりをする。私たちの分野で言うと、児童福祉法改正のときには、保育に欠けるではなくて、保育を必要とするという児童にしたいという、一つの社会的なこともしました。そういったお子さんに対応する必要があるということで、それが必ずしもいつもいつも不安定だということではないはずなので、むしろもう少し客観的に書いていただいたらいいかなと。

委員 一時保育で来た子は、環境が突然変わる、だから1日泣きっぱなしという子はいっぱいいます。そういうことをおっしゃっているなら、これでよくわかるのですけれど、説明ではかなりわかったのですが、この表現は後でちょっと手を入れていただきたいということ、ついでですからもう少し申し上げますと、本来、待機児というのは、行政の責任なんです。それを今、民間の保育園を初め、公立の保育園はなかなかやりたくてもできないという言われ方をして、私たちに待機児を解消しろしろと言っても、小泉総理大臣は、ことし5万人、来年、再来年は15万人と言っているわけ。15万人も待機児は日本全国にいないのですが、これは在宅の0、1歳、2歳の子どもまで計算

しているんだと思うのです。

ですから、本来、私たち保育園で子どもたちを育てている人たちに、待機児を解消しろしろと言うこと自体が間違いで、行政がもっと責任を持って、お金をうんとつけて、そして待機児を全部解消できるような施策をとりながら、将来、鎌倉の文化と環境を守り育てていく子どもを、遠大なビジョンを持って育てていく。そのための資本投下というか、それが一番大事なことではないかと思います。

それからもう一つだけ。今度は質問ですけれども、利用者の多様化に伴う保育時間の延長と保育者自身の労働時間との矛盾というのは、これは短時間労働の保育士を雇い入れるとか、いろいろなことをしても、人件費を大幅に確保しない限り、これは絵に書いた餅ですね。これは公立も民間も問わずです。ですから、さっき市長さんもあいさつに見えましたから、抜本的な対策を講じて、確かに保育士さんは朝7時から夜8時まで仕事をしていますと、もうへとへとですね。ですから、そういう意味で、もしも過労のために注意力散漫になって子どもに事故があったりしたときには大変なことになると。それを、人件費を切り詰めて、そのときはだれが責任を取るんだという話は、ちょっとおかしいのではないかと思います。

委員長

おっしゃるとおりですね。2番目の点については、待機児童解消の取り組みが十分でないというのは、まさに個々の保育園の問題ではなくて、行政としての取り組みなので、もしこの上下がそういう分け方ならば、現状のところの待機児童解消の取り組みというのは、行政の方にされた方がいいかもしれません。

それと、3番目に 委員がおっしゃったことについては、恐らく社会的な資金あるいは資源の投資をどういうふうに今後していくかということが、2ページ、3ページのところで、少し提案があるかと思うのですが。

公立保育所の運営ということで、 委員、いかがですか。こういう一つの総括と取り組みが出てきました。

委員

実はもう少し具体的なことも伺いたかったのですが、例えば今、 委員が言われましたように、嘱託員にアルバイト保育者、短時間の保育者等にはお金がかかる。そういう意味で、資金的な裏づけがないとできないというお話があって、そのとおりだと思うのですが、私が伺いたかったのは、資金的な裏づけがあれば、そういうことができる状況を持っているのか。資金的な問題以外にも何か問題があって、こういうことができないということになれば、それは別途仕切りがあることを考えなければいけないわけです。ということをお伺いしたかったんですね。

つまり、この後のお話になるのかもしれませんが、3園分の財源とか人材を

投入する。特に、財源を投入したのはいいけれども別の問題があってできなかったことを恐れるという点から申し上げたのですけれども、それについて、もう少し具体的にわかるといいのですが、大ざっぱなところ、大ざっぱなところというのは言い方が悪いのですけれども、問題点としてはこういうことはわかっているつもりです。その問題点の原因がこうであるというところまで掘り下げた資料ではないので、まだちょっとわからないところがあるというのが正直なところです。

委員長 それは恐らくシステム的な問題があって、あともう一点、例えば、これを意識変革だけに求めて本当に変わるのかというご指摘かもしれませんね。

委員 例えばローテーション勤務といったときに、労働時間は変わらなくても、その労働の条件が変わってくるわけですよ。そういったことが可能なのかどうか。今、民間の保育園はそういうことをやっているわけですが、長時間保育をしたときに、例えば夜遅くまでという形の保育というのが、資金さえ潤沢にあればできるのかどうかということです、一例を挙げれば。

委員長 これはまさにシステムの問題で、意識の問題ではないですから、そういう職員の体制をきちんと組めるだけの準備がないと、幾ら予算はあってもできないということがありますね、確かに。その分、まさに同じ時間でも、例えば夜おそくなれば、その部分のお子さんはもちろん、保育所の方の手当をどうするかということも含めて考えていかなければいけないため、意識変革せいというだけでは足りない部分がある。

委員 私どもは幼稚園ですから、どうも皆さんの意見と全然かみ合わない部分がございます、保育所の場合は、いわゆる措置義務というのが行政にあるわけですから、当然、待機児の解消等は出てこなければいけないということになっておりますけれども、幼稚園側から見ますと、非常に恵まれた公費の注がれ方にすごく感じるんですね。同じ日本国民で、どうしてこんなに違うのかなど。

簡単に言えば、待機児童解消というのは、これは0、1、2歳ですよ、先生。3、4、5歳は問題ないですよ。

委員 3、4、5歳は、大半が幼稚園。

委員 幼稚園にも入っていますからね。0、1、2歳にどれだけのコストがかかるのか。当然、その数値は出ているわけですよ。

例えば東京のある区の公立の保育所が、0歳児1人、年間七百何十万かかっているというのが情報公開で出ていますよね。そういうものを行政側がどこまで見るのかというのは、我々から見たら非常におかしく見えるのです。そういうものは情報公開されていないので、恐らく保育所に入れている方も、人件費に消えてしまっているもので、私どもはそんなに優遇されていませんよ

という気持ちをお持ちになるかもしれませんが、やはりそれだけのコストがかかるということを皆さんで意識を持っていただかないと、どうしてもここで受益されている方々の意見だけを聞いていると、どうもちぐはぐな意見が主流を占めてしまうかなと、今、伺っていて思ったんですね。

もちろん子育て支援は大事なことです。コストがかかるのですが、一方では、受益者負担の原則が一つあると思うのです。プラス公費助成をどうするかというのは、ここで議論してもしょうがないのですけれども、国の方でもいろいろ考えているのですけれども、どうも、昭和22年に児童福祉法ができたときと社会情勢が変わっているにもかかわらず、いまだにあのときの状況が法律として残っていることが、一つ私は問題があると思うのです。これは変な見方では私はないと思うのです。一方的な偏った見方ではないと思います。そういうものを含めて、当然これから変えなければいけないところだと思いますし。

では公立保育所が民営化されて質が低下するからという、私は絶対そんなことはないと思うのです。ほとんど幼稚園の場合は私学ですから、私学がどれだけ努力をしてやってきているか。そういうものがやはり大事でありまして、そういうものが当然、保育所側にもこれから求められていくわけですね。措置から選択へということが言われていますけれども、まだそこまではいっていないようでございますけれども、そういうものが求められている中で、やはり親方日の丸ではなくて、保育所も努力しなければいけないという時代に入ってきているわけですから、当然、受益される方々もそういう意識を持って、自分たちでいい保育園をつくり上げていくという意識を持つことが、私は非常に大事だと思うのです。ちょっと話がそれてしまって申しわけないんですけれども。

委員

私も似たようなことを申し上げたくて、私も受益者でもあるのですけれども、今やっているものが自主保育ですので、やはり公立の保育園に入っているお子さんやご家庭が、公費を非常に受けているにもかかわらず、それ以外の子どもは全然そうではない。なおかつ幼稚園にも入らないで、自主幼稚園をやっている子どもの家庭というのは、小学校に入るまで全く公費負担が今のところない。それでもやろうとして、しかもNPOみたいなのを立ち上げて、今お配りした資料もそうなんです。自分の子どもだけでなく地域の子どもに広げようとしているわけですから、そういうところでどうするかというと、例えばこの表ですと、今後の取り組みのところに、地域の保育資源として公平性の観点というところが出ているわけですが、ここにこれが出るからには、課題のところに、今いかに公平でないかということも挙げさせていただいた方がよかったのかなと。

例えば幼稚園の補助にしても、鎌倉市は幼稚園に補助が少ないというのは、本当に多く聞いています。そのために、ほかの市に引っ越すということもあるわけですし、そういうところが、例えば、さっき議論のあった保育に欠ける欠けないのあたりに、もちろん裏で含まれてはいると思うのですが、ここでしっかりそれを明文化していただいた方が、そういう使命をどうやってこれから公平にやっていくかと展開できると思います。

委員長

ありがとうございました。委員と委員のご意見は、恐らく市長の諮問の2番のところですね。全体の子育て支援をどういうふうに公的に取り組んでいくのか、それとまさに市民、あるいは子育てをしている方たちとどう協働を組んでいくのかという課題にもかかわってくる問題だと思しますので、これは大切なご議論として記録に残し、我々の記憶の中にも残しておきたいと思えます。あわせて言えば、そういった子育て支援をしていく上で、これは公立だけではなくてもいいのですけれども、保育所がどういう役割を果たすのかということは、こちらの議論として、ぜひしていかなければいけないことだろうと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

委員

すみません。まとまらない意見ですが、まず、ここで総括というものが出ていますが、さっき委員がおっしゃったように、行政の視点と、それから個々の保育者の視点がかかなり混ざっているのですね。ですから、非常に我々にはわかりにくいし、個々の保育園の実態についての論議と改革について話し合いをするならば、私は前々から言っていますが、やはりここに保育所の方がちゃんと入って、具体的な意見を述べていくということが必要であろうと。具体的な保育士が直面している問題点というのは、我々はわかりません。であるからこそ、きちんと入って改革をしていくことが必要だろうと思えます。そこが決定的に欠けているなと思えます。

私も私立学校の教員をしていますから、幾つかのことは、自助努力で当然やらなければいけないわけですが、行政の場合には、やはり基本は人と金であろうと。予算をきちんとつけるということと、人を配置をするということ。これが行政の基本的な任務であろうというふうに思います。

そのときに、先ほど受益者負担ということを申されていましたが、そのところについてはたくさんの論議があるところで、私はそれは受益者負担ではなくて、やはり0、1、2歳のところ、そこが以前の法律でいけば、保育に欠けるという表現で公的に支えていくと言ったのは、今の小泉内閣の言い方をすれば、これから労働力が流動化して、さらに女性の働く場が増えてくると。そういった中で、それを支えていくという意味合いもあるわけですから、それをきちんと支えていく場面をつくるべきだろうと思えます。

それで受益のところの問題でいきますと、実際にお母さん方が、就労の実態は一体どうなっているのか。少なくない例で、数か月保育所に行って、それで途中退所せざるを得ない、そういうケースはいっぱいあるわけですよ。それは先ほど事務方が言ったところでいけば、不安定な子どもに当たるということになるかもしれませんが、そういった子どもたちの実態があるわけですよ。そして、その子たちが、どのように保育、受益ということかというと、やはり負担に耐えられないというのはかなり少なくないわけです。具体的に、これは保育所ではありませんけれども、民間の学童保育で言えば、全額保護者の資金で運営している場合には、それが払い切れない場合には、しょうがない、退所するということが具体的に起こるわけですよ。それを社会的にどう支えていくのか。これが福祉の精神ではないかと思う。

そういった意味では、最初に戻ると、やはりこういったところに現場の方がきちんと来て、どういう実情があるのか、子どもの実態がどうあるのか、親の労働の実態はどうあるのか。それをきちんと論議をしていくということが必要だろうと思います。

それから、この今後の取り組みの中で、地域の視点というのが、どうも私には見えないのです。確かに地域を保育資源としてという表現はありますけれども、実際に、では保育園でもって、子どもの家とか、学童とか、あるいは小学校とか、幼稚園とどれくらい交流をしているのか。あるいは地域にある老人会とか、そういうところとどれくらい交流しているのか。それも重要な視点だと思います。そういうことを経て、まさに地域づくりの柱になっていくという視点が私は必要ではないかと思います。そうしたことで、保育者の先生方の視点もだんだんと変化してくる。そして、子育てを通じてどういうふうに関わりをつくっていくのかという視点が生まれてくるのではないかと思います。ちょっと言葉足らずですが。

委員長 後半のご意見は本当にそのとおりだろうと思うのです。委員の方からは、当事者の一人である保育者からの意見を聴取すべきではないかというご提案をされました。これはちょっと審議会の進め方にかかわる部分なので、皆さん方のご意見を伺っておきたいと思うのですが、ほかの方々に何かコメントがございますか。あるいは確かに、いや、なかなか難しいとか、ご意見がございましたら、お伺いしていきたいと思います。

委員 委員の方々の多くが、それが必要だとおっしゃるなら、臨時委員ということと呼んだらいいのではないかと思います。

委員長 ほかの方はいかがですか。私は、もちろんそういう方のお話が伺えたらいいとは思いますが、当事者としてここに来ていただく方を代表するというのでしょうか、どういう方に来ていただくと、まさにということ

をお聞きできるのかということですのでごく迷うところがありまして、まさにそれは行政が恣意的に選んでできてしまうと非常に問題があるわけですね。何かその辺のところでご意見ございますか。

委員 私もそれは常々思っておりまして、このメンバーの中に、実際に今現在保育している方がいらっしやらないで、いつも傍聴のところはずらっと並んでいらっしやるので、なかなかその声が届かないというのを感じていますが、ただ、前回のときに意見書みたいなことを3枚ぐらいつづりでいただきまして、外の方の意見もどんどん入れるということではありますので、そういう保育者の方々が、ああいうペーパーのようなものをどんどん出されれば、その恣意性がないのかなと。私もきょうここに来ながら、そういう方をやると、園長会の代表とか、主任の代表とか、そういう方が来られると、またこれは現場ではないのかなと思っています。

委員長 神奈川県なんかがよくやる手法としては、インターネットでもそうですけれども、実際、手書きでもいいのですけれども、意見を寄せていただくという形で、公聴という、広報ではなくて耳を傾けるの公聴ですね。そういうやり方をとって、現場の方の意見を伺うというやり方をとるということもやってはいますね。

委員 いいですか、それに関連して。委員長が言われるのはもっともなことで、一体だれが適任かというのは非常に難しい問題だと思いますし、市全体を見渡せる方というのはいるわけではないですから。
ただ、そのときに、こういう問題があると思います。例えばここに出ました11-1の1ページ目に総括となっていますが、ではここがこの総括と言われるものが、一現場でもって論議された上で出てきている総括なのかどうか。その問題ですね。そこをやっていないということは、やはり今後の取り組みも、やはり全体の中で論議されていないということなんです。それをやるかどうか。まさにここが行政の姿勢になるんですね。皆さんの意見をいただいて、現場にいる保育士さんたちの活力をどう引き出していくのか。こういう姿勢なんですよ。それが総括をどうつくる過程にあらわれると思うのです。

委員長 これは現時点では、あくまでも市側でまとめた総括ですよ。おっしゃるとおりで、これで公立保育園の方が見られて、えっ、これは違うということはあるかもしれませんね。あるいは民間の保育園から、こういうことを公立保育園に言いたい、あるいは民間保育園、あるいは幼稚園からこういうことを言いたいというも確かにあるはずなので、これはおっしゃるように、一つの作業過程として必要かなというふうには思いますけれども、実際に、そういう作業をしてくださいと市側に一旦戻すのか。こういうものを話して、

これに対しての意見を求めるというか、先ほど言いました、公聴という形でやるのか。その辺は手法の問題があると思うのですけれども、いろいろな方からご意見を伺うのも必要だと思います。

当事者ということ言えば、実際に利用されている方たちも、いろいろなご意見はあると思うのですが、そのことはずっと自主的に会を進められてきて、そのレポートを、前回、前々回でしたか、いただきましたので、そこに一定の反映はされているかなと思いますが、確かに現場の方々のご意見というのは、そこの中にも何人か出ていらっしゃるのかな。ただ、全体としては子育てをされている方の意見は必要かなと思いますが。

何となく私としては、これもまた市側に委ねてしまうのではなくて、例えば公立保育所とか公立保育所のあり方については、現状を踏まえたご意見を、インターネットあるいは各保育園にそういうものを配って、ご自由にご意見をいただいて、生の資料のまま、委員が、まさにそれこそ土台資料として受け取ることができ、それはまさに恣意的には整理しないという過程があってもいいのかなと思います。これは私の感想ですね。もう少しうまいやり方があるかもしれないので、幾らでも修正をいたしますから。委員の方からも、場合によっては臨時委員ということで、保育所の方からご意見を伺うということについては、賛同していただけたと思います。手法として、臨時委員というやり方、それから、一度市側にお任せをして、意見を取りまとめていただくというやり方、それから、直接私たちにいろいろな意見を寄せていただいて、それを見るということ。その他あるかもしれませんが。保育者の方からの意見を一旦伺いたいということについてはよろしいですか。

では、ちょっとその手法について、何かご意見があれば。

委員 何をどう聞くのですか。

委員長 そうですね。

委員 内容がないと、ばらばらになってしまうのではないですか。

委員長 恐らくここで言う、次の段階に進まないところですね。民営化前提の意見というのは、もらうとちょっと二、三步先に進んでしまいますので、今の鎌倉市の公立保育所、それから民間保育所あわせて、保育所の現状に対するご意見と、それをどう改善していくかということについてのご意見と、限定をした方がいいかなと思いますね。

幹事 委員長、ちょっとよろしいでしょうか。この1ページ目の資料をそもそもなぜきょう出したかというところのお話からしていかないと、ちょっと議論が広がり過ぎているのではないかなという気がしておりますので、幹事の立場で、ちょっと整理をさせていただきたいと思います。

前回、第10回の会議録の19ページほどのところの真ん中ほどに、これは

先ほど 委員からお話をさせていただきましたように、 委員が2回問題提起をされているということですが、19ページの真ん中以降、お読みいただければよろしいのですが、一応どういうお話だったかと言いますと、8園を5園にして、拠点化をしていくという提案を以前からさせていただいております。その5園にしたときに、その拠点園では、例えば地域での相談業務や広場の設置など、地域の子育て支援の充実を図っていきたい。あるいは産休明け保育、あるいは休日保育、病児・病後児保育、統合保育など、今までできていない保育も拠点化すればできるという提案を、私どもさせていただいています。

それに対して、19ページで 委員のおっしゃっているのは、今までそれができなくて、拠点化すればできるということは、人とお金をつければできるというなら、それはそれで十分理解ができるのだけれども、それ以外の問題は無いのか、人とお金をつければ今言っている提案についてはできるのかという問題提起がされていたわけです。先ほど 委員からもそうではないんではないだろうか、もう少し深い分析をする必要があるんではないかというご指摘がありました。一方、 委員からは、人と金があればできるのではないかというご意見があったような気がするのですが。

委員
幹事

そんなことは言っていません。それは違います。

資料11-1の1ページに、ごく1行だけ、そんなことも書いてあります。現状の一番下のところ、「事業実施に当たっては予算化や制度の整備といった行政特有の制限がある」というところで、人とお金の問題は、これは資源の再配分をすればいいということでもよろしいんですけど、 委員ご指摘のように、行政制度そのものに内在している、例えば規則だからできませんとか、そういう問題というのは、人とお金をつけただけでは解決できる問題ではないだろうと、多分そういうご指摘があるのではないかと考えております。

そういう意味では、もう少し深く制度上のどこに問題があるかというところの分析は、この資料ではできていないというところは、そのとおりではないかと思っております。それらの分析については、とりあえず行政の中でもう一度深い検討をしたいと思っております。さらに保育現場の方の意見も、私どもも十分聞いていきたいとは思っておりますが、一方、審議会でも、それらの問題、あるいはそれ以外の広い問題について、保育現場の方の意見を聞くということは差し支えないと思っておりますが、資料11-1というのはなぜ出したのかということだけに限定してお話をさせていただきますと、そういうことであるということをお伝えいたします。

委員長

特に 委員がそんなことをおっしゃってないと、私もそう思いますので。

11-1については、提出の確認はそのとおりだと思います。私も委員の提起についてどうですかという言い方をしましたので、それで十分答えられていないという幹事側のご認識もありましたので、これはもう一回出していただくということと。

その過程で、十分現場の意見も聞いていただくというご提案もありました。それとは別に委員の方からは、もう少しこの11-1だけではなくて、当事者の一人である保育者の意見は、審議会として聞いておく必要があるだろうというご提案で、そのことについては、皆さんご議論がなかったのですが、その中で委員が、では何の意見を聞くんだということがありましたので、やはりこれは現状をどうとらえているか、そして、どこを改善すべきなのかなということに絞ることなのかなとは考えております。

委員 つまらないことで大変申しわけないんですが、幹事さんに、私は金と人を配置すれば、それで実現できるなどとは申し上げておりません。それはお間違えのないように。

あえて申し上げれば、ここに出ている総括と言われるものが、現場の下まできちんと論議をして総括がされていない。そこに論議の根本の問題があるのではないですか。そう思います。そういう行政の姿勢です。

委員 例えば、現場の方にお話を聞くといっても、現状を踏まえた上での課題と、それに対する今後の取り組みというのでは、余りにもいろいろな意見が出てくると思うので、例えば今回、何月何日から何月何日までの間は、もしインターネットでやるとした場合ですが、これについてご意見をくださいということで、実際に保育士の先生方が子どもとの対応で何が困っているのかとか、次の機会には、子どもを連れてくる親御さん、保護者の方との対応で、いろいろ困っている点があるとか、そういうふうに少しテーマを絞ってお出しになった方が、その都度その都度同じテーマのものが集まるような気がするのですが。この公立保育所の現場に対してという見出しがあって、下に行政としてというのがあるので、これは何か結局同じことを言っている。行政として公立保育所の現場に対して何か思っていることと、下は行政として自分たちがこうしようと思っていることなのかなという受けとめ方をしていたので、これだとやはり現場の方々のお声が、本来ならばこの上にあって、公立保育所の現場としてという形で出てこられたら、とてもよかったのではないかなと思いました。

ですから、何かテーマをもう少し絞っていただいた方が、例えばこの傍聴に来ていらっしゃる方の中から、保育士の方ではなくても、きょうの審議をご覧になって、もちろん言うというわけにはいきませんので、何か一言二言書いて、市役所の方に提出していただくとかということが可能であれば、生の

声も拾い上げられると思います。

委員長 これは何回かにわたってお渡ししていると思うのですが、いただいた意見については皆さんに協力していただいています。どうぞ。

委員 委員の今の意見もとてもいいと思うのですが、インターネットで質問して、テーマを決めて書いてくるというのは、私どもの身勝手ですが、インターネットはちょっとわかりにくい。文章から読み取るというのは、すごくわかりにくいかなという点もあるのかなという気がして、臨時の委員という形になるのかどうなのかわかりませんが、何年か保育に携わる方たちが、ここに例えば5人とか8人でもいいんですけども、一人一人意見を述べるという感じではなくて、フリートークみたいにして、テーマもあまり決めないで、今困っていることとか、現状こんなことを改善したらいいのではないかという大きいテーマで、フリートークみたいな形にして、私は聞きたいなと思っているんですが、時間的にもどうなのでしょう。

委員 すみません。事務局にちょっとお聞きしたいんですけども、ここで審議されていることというのは、現場の保育士さんたちの会議の中とか、何かその資料は皆さんに平等に回っているとか、そこから意見が吸い上げられるということというのは今までないのでしょうか。どんなふうになっているのでしょうか。

事務局 資料につきましては、園長を通じて一応おろしているつもりでいます。それから、この資料そのものについては、市民の方についても全部そのまま出していますので、ただ、直接保育士さんの方と私どもの方で、こういうお話し合いをする機会をつくっていません。具体的な提案を前回、それから今回出していますので、これについてはやっていくということ。やっていくというのは、話を直接聞くというような話し合いの場的なものは考えていくべきだろうなと思っています。

委員長 委員のご意見もあったり、あるいは委員のご意見を聞いていて、なかなか抽象的に意見を伺うのは難しいかなというふうに思い始めていまして、ちょっと私が最初に言った、一般的に意見を寄せていただくというのは、少し撤回をしようかなというふうに今考え始めております。そうすると、どういう形でやるかということで、フリートークがいいのではないかとか、あるいは臨時委員ということで、どなたか来ていただくのがいいのではないかとご意見もありましたし、それから委員などは、そういうテーマ別のことを除けば、やはり現場の課題は現場の方たちがきちっとまとめて出していくということが必要なのではないかというお話をさせていただいて、これは委員が言っていた現場の方とどの程度話し合ったのですかということに近いと思いますが。

でしょうか。現実的には臨時委員という形でお呼びをするか、あるいはきちっと事務局の方で現場の方たちと話し合っていて、もう少し、まさに現場で地に足が着いた課題というのを少し整理をしていただいて、私たちは間接的にそれを知るか。そのくらいになりますかね。どうでしょう、ご意見を。

委員 テーマによってだと思えるのですよね。例えば、先ほどちょっと例で申し上げましたけれども、勤務体制などの問題になると、労働条件ということになりますので、一般的にそれを代表するということになる、労組ですよ。そういう方に話を伺うということが一つは大事なのでしょう。日常の保育について、親との関係だとか、子どもとの関係だとかということ、今これを議論するときに、伺う必要があるのかどうか、ちょっとわからないのですけれども、そういうことになれば、また違った代表性を持った方が必要になるでしょう。ここで今、一般的にということ、委員長が撤回されたのですが、先ほど委員からあったように、テーマを変えて伺っていくというよりも、我々がここで今何を知りたいのか。そこですよ。ということで、代表者は決まってくるんですよ。

委員 私は先ほど臨時委員と先ほど申しましたけれど、私たちが組織の代表としてここに出てきておりますので、個人の資格で臨時委員に出てくるのはよくないと、私は思っています。ですから、公立の保育所の園長会とか、主任会とかで意見をまとめて、その代表の方が出てくるのが、臨時委員という形であれば、それが望ましいと。

委員長 テーマとしては、それだけに限定するわけではないですけども、これはシステムの問題ですから、委員がおっしゃった前半の部分のところ、日常の保育実態についてはもう少し違った場所で議論をして、この審議会の中では、もう少し、まさに保育の実施体制をどうするかというところについての議論をしていくべきだなと考えます。

一旦下相談をして、その代表の方々に来ていただくというご提案ですが、その場合には、場合によって園長か主任以外に、今委員がおっしゃったように、もう一つ、そういう組織としては労働組合というのも考えられるのかもしれないですね。ですから、最終的に一人に絞るということではなくて、まさに多角的な現場の方からのご意見を伺うということで、その保育体制をどうしていくかという意見を伺うことになる。それが直接聞く方法ですね。

委員 私は、保育所の方は詳しくは存じませんが、保育所が一つ一つ制度で守られていると思うのです。早朝保育にしる、延長保育にしる、緊急一時保育にしる、こういう補助金がつくから、できるところは手を挙げなさいというのが、私は保育所だと思っているんですね。

そういうものは決められたものですから、あえて聞いてもしょうがないと思うのですね。そうすると、一体何をどう聞くかというのが、非常に内容的に私は難しくなってくるのではないかなと。保育に関することを今聞いてもしょうがないですね、それはシステムの問題ですから。その辺、どうなんでしょう。先生に逆にお伺いしたいのですけれども、ここの審議会に反映するような内容のものを、現場の先生からどういう内容で聞いたらいいのですか。私はよくわからないのですが。

委員 それは幼稚園側として、おっしゃるとおりだと思うのですけれども、民間でできることをなぜ公立ができないかとか、国が打ち出した、いろいろな保育事業のメニューのうちで、できるのを受け取ってやっているんだと思うのですが、それがどうもできない、その理由はどこにあるのか。

保育士さんの中でやりたい人は大勢いるんだと。だけどそれが実際にできない隘路がどこにあるのか。その辺のところを私としては聞きたいなと思うのですが。幼稚園側から言えば、全くわからない話です。

委員長 例えば、ここで今まで議論してきた病児保育等をやるのには、どういう条件が必要なのかとか、それからこの後のあれになります、拠点化ということを進めていって、いわゆる従来の保育所が行っていたサービス以外のものをするとしたらどんな条件が必要なのか。あるいはそれをどう担えるのか、担えないのかということをお伺いではないかなと思うんですけどね。

委員 総括ということになりますと、ある意味では、反省も含めてということになりますと、傍聴人がいると非常に話しにくいという先生も出てくるかもしれませんが。だから非常にこれは難しいと私は思っています。

委員長 むしろ今後、例えば公立で前々からやっていきたいと言っていた、病児・病後児保育とか、今後やっていく具体的なテーマの方に絞って、お話を伺った方がいいかもしれませんね。総括は行政の責任でしょうという意見もあるかもしれないですね。

ほかにご意見ありますか。そうすると、何人かの方、それもしかるべき方に来ていただいて、今後、特に拠点保育園だけではないと思うのですけれども、民間保育園も含めて、さまざまな形でまさに保育園が地域の社会資源になっていくためには、保育所はどう変わらなければいけないのか。そしてそのためにはどういう条件整備が必要なのかということについて、現場の保育所の方の意見を伺うという方向性はいかがでしょうか。

委員 それは二次的なものですよ。さっきの展開というのはその後の問題でしょう。

委員長 そうですね。

委員 今度は今、総括の問題を 委員さんはおっしゃっているわけですから。

委員長 この総括の問題については、幹事の方で答えていただきましたので、このこ

とについて、現場のことも含めてもう一回取りまとめをしていただくということですから、委員、そのこととは別に当事者の意見を聞くというご要望があるわけですよね、この総括ということだけになると。

委員

それは前々から申し上げているのは、委員長のおっしゃるとおりです。総括の扱い方については、私が先ほど申し上げたように、現場にいない人間が現場のことを論議してもしょうがないですから、当然、毎年保育園で年間の保育における問題点とか、そういうのは先生方はお話しされていると思うのですよ。

毎週一回、保育園の現状について会議をされていますよね。そういったこと等が、たくし上げられてここに出てくるということが必要だと思います。そしてそれを現場に返していく。それがやはり必要なことなのだろうというふうに思います。それがこの11-1の資料に出てくる自己点検・自己評価ということ。それを現場から離れて、行政のサイドだけで出していたのでは、全く自分たちが保育担当者としての自覚をつくっていくということにはなかなか難しく、そういう視点が大事なのではないですか。

委員長

では、こういうふうにさせていただきます。まず、11-1の資料については、特に総括の部分について、それから今後の取り組みについて、幹事のコメントもございましたが、もう一回ここは、特に行政特有の制限をどういうふうに外せるのかということも含めて、少し現場の意見も聞きながら、改めて今後ご提示をいただくということが1点。

それから、ちょっと時期についてはご相談をしたいと思うのですが、今、現場の保育者の方たちが、今の保育園での保育と、それから、今後この審議会で鎌倉市の子育て支援として保育園を担っていただきたいさまざまな事業、公立あるいは民間を含めて、それをやるときに、どんなことを必要として感じていらっしゃるのかなということについて伺う機会を持ちたいと思います。

実際に出てきていただく方について、その代表性が気になると申し上げまして、委員としては、組織としてということで、主任会、公立園長会、民間の保育園はいいんですよね、委員がいますから。後は委員のおっしゃった保育士さんだけの部会ってあるのですか。

委員

そういう組織もあります。全員の方が組合員ではない。

委員長

そうすると、鎌倉市の保育園全体の保育士会みたいな組織というのが。

委員

あります。

委員長

ありますね。そこの方。そんなところでよろしいでしょうか。そうすると、4人、公立の保育園の園長会の方。それから主任の会の方と、それから、保育士会の方と、労組、4人。

では、できれば12月に調整していただければ、やればやりたいかなと思うのですが、どうでしょう、次回。

事務局 つまり、12月の会議の場で持つということで。

委員 ただ、先ほど 委員からも言われたように、その意見を言っていただくときに、その会をオープンにするのか、クローズにするのかというのもあるかと。

委員長 ちょっと議論しなければね。

その部分だけクローズにする方が、いろいろ言いやすいのではないかと、委員のご意見もありましたが、やり方としては、この間、保育園の見学をやらせていただきましたのと同じように、先にそこだけご意見を伺っておいて、その後、オープンにするというやり方もあります。私としてはこういうふうに判断したのですけれども。 委員はどうお考えですか。

委員 基本的には、組織の代表として出てくる場合には、個人的な意見ということでは自分が言いたくなくても、組織として出てきたら意見は言わなくてはいけないということですので、そういう組織の代表として出てくるということであれば、しかも中で議論をしたのを出してくるということであれば、必ずしも私はクローズにする必要はないと思っているのですね。

委員長 委員は、幼稚園からのご意見、今後ずっと 委員の方からいろいろ言っていただきますので。幼稚園側から見た、税の導入の公平性みたいなことというのは、この中でまたいろいろご発言いただきたいと思いますので。オープンでもいいかなと思いますよね。よろしいですか。では、オープンにさせていただきます。この審議会は2時間ぐらいの予定でいつも組んでいますので、4人の方ですと、ちょっとお一人10分から15分ぐらいのご意見を述べていただくというぐらいの分量にしませんとなかなか全体が進みませんので、そのぐらいのことで、実際の議題については市側に依頼をして。確認をします。意見を言っていただくポイントは、現在の保育サービスを＝従来の保育園のやっている保育サービスを展開する上での課題と展望。それから、この審議会では、子育て支援ということで保育所に担っていただきたいと考えている、例えば、病児・病後児保育等、新たな事業に対するご意見、それから、3番目に、これもこの審議会で論議をしておりますが、地域に保育園を開放していくということを考えた場合に、何が必要なのかというご意見を3点いただくということでやりたいと存じます。さて、それで11-2、3、4はまとめて、それでは...

委員 ちょっと待って。その2へ移る前に、一つだけちょっと伺っておきたいことがある。現状というところの上から4行目のところですが、「横並びの考え方が強くあり」とありますが、これは保育目標と8園が共通なんですよ。

こういう書き方だと。これは強く行政指導が行われているんですか。さらには地域差等がありますけれども、これが共通の目標でやっているのかどうかということをちょっと伺いたい。

保育水準を公平に維持できると、ちょっと表現がありますけれども、これは理解ができるのですけれど、今の関係、ちょっと伺いたい。

事務局 今の横並びというところについて、例えば保育目標が全部同じかというと、そういうことではございません。各園、年度当初に保育目標、保育の計画等、その園で決定をしていきますので、それを行政の方で一つにするということではありません。

ただ、実際に運営をしていくに当たっては、いろいろな制限をどうしても設けなければなりませんし、どうしても突出した形で保育所は運営できないということがありますので、考え方としては、横並びというのがあるのではないかと認識しています。

委員 以前に計画とか保育目標とか、いろいろ見せていただきましたけれど、皆それぞれ個性があったと思っていますが、そうすると、横並びという意味はもうちょっと理解できないのですが、もうちょっと説明してください。

事務局 例えばの話ですけれども、事業を実施していきたい、何かを検討していきたいということ、実際、子どもは具体的にプロジェクトを組んでやっていくということをやっています。今ちょっとお話ししたのですが、年末保育を本年度から実施していきたいと思っています。これを決めていくまでも、昨年6月から今年以上かけて検討しています。これが例えば私立1園であれば、もう少し短期間でスタートできるのかなとか、ということも思っていますが、どうしても事業として何かを始めようとして、例えばそれが何園かで実施する場合でも、8園の合意を得ていきながらやっていきたいという考え方があるのではないかなと。そこを横並びというふうに表現したのです。

委員 大体わかりましたが、それでいささか心配をしているのは、例えば、うちの園で一時保育をやりたいとか、うちの園でそのほかの特別保育事業を何かやりたいと言っても、隣近所の保育園を見て、みんなやらないからできないという、そういう意味の横並びかと思ったのですが、そういう意味ではないのですか。

事務局 そうということではありません。例えば、今、言われましたように、一時保育をやろうという場合には、条件はいろいろ出てまいります。公立の場合ですと、かなり建物の問題などがまず一義的にあるのですけれども、実際にできる、できないという問題ももちろん含めて、職員の中で検討しています。一時保育については、こういうことでやっていきたいという方向性も出ていますので、それが進められない今ほかの要因がありますので、なかなか進めて

いけていないのですけれども、やっていくに当たって、隣の園がどうのこうのだからということではありません。

委員 そういう話を聞いていると、横並びではないと。いいです。長くなりますから、いいです。

委員長 いずれにしても、資料11-1は、もう少し作り直していただくということで、幹事の方からもそういう発言いただいております。

それでは、時間の関係もありますので、2、3、4については、簡単に説明をしていただいて、このことの議論は次回に引き継いでいくことになるかと思っておりますので、一応説明を。

事務局 わかりました。それでは、2ページ、3ページ、4ページになりますが、説明をさせていただきます。

2ページにつきましては、拠点化をしていって、どういう効果があるのかということも前回の会議の中で、委員さんの方からの質問事項として挙がっていました。具体的に拠点化をしていくということが、保育資源の再配分になるんだということで、その具体的な再配分の方法としては、5園を拠点化していって、公立の残る3園については民間に運営をお願いしていきたいと。そして、ここでは3園分の財源、人材と書いていますが、実際にお金、人については新たな事業、それから、その他、公私立保育所の充実に充てていきたいと思っているということです。

具体的には、拠点化する園については、前回お出ししているイメージで、ニーズに対応できるような保育サービスをやっていきたい。

また、非採算と書いていますが、取り組みに非常にお金がかかって難しいだろうと思われる事業もあります。こういうものについても、公立の拠点になっていく園でやっていく。公立の中でいろいろな事業をやっていきます。それで保育の質を上げていきたいと思っていますので、私立についてはそれに見合った公的支援を助成の制度という形でしていって、やはり同じように保育の質を上げていきたいと考えています。

効果としては、最終的には、保育機能の充実と地域支援の充実が図れると思っています。これは前回お出ししている内容をもう一度整理してみたつもりです。

下の方にありますのは、保育サービスの充実、こういうことができるだろうということと、その保育の質を確保するというので、これは3番目と5番目に絡むことがあるのではないかと考えていますが、5番目の第三者機関を設けることで、保育サービスのチェック・評価ができるということを書いてあります。第三者機関、この後に述べさせていただきますが、これを設けることで、保育の質を保つことができるだろうと考えています。

それから、3番目、民営化園では低いコストで効率的な運営を図れるというのは、前に出しています、公立と私立のコストのことは資料として出していますので、コストは下がるけれども、保育サービスを低下させずにやることはできるだろうと思っていますので、そのことをここで表現をしています。

3ページをお願いします。今、述べました評価の件が、きょうの話題でも出ていましたけれども、では実際にチェックをしていく、評価をしていくということをどのように持っていったらいいかということイメージにして書いています。これも前回の資料に対する補足ということで書いていますので、拠点化する5園、残って民営化する3園、それから私立保育所というのが形としてあるかと思いますが、これを進めていくに当たって、拠点化をしていくのと民営化を図っていくのは同じ時期になってくると思いますけれど、当然、検討の段階からの検討会議、ここでは検討会議という名称を使っていますが、その後の業者の選定ですとかについても、選考委員会というものを設けていったらどうかということで、こういうところである程度のチェックができるだろうと思っています。

それから最終的には、事業を開始して動いていった中では、保育園の評価機関として第三者による評価機関を設けて、ここで最終的には保育の内容、保育の質についてのチェックをしていきたいと思っています。

このやり方等については、今、国の方でも専門の委員会を設けて検討をされているということで、年度中に国の方の方針というか、最終報告が出てきます。その辺のことは、次回以降にまた私どもの資料をそろえて、委員さん方にはご説明をというか、こういう状況であるというのを説明させていただきたいと思っていますけれども、私どもこの第三者評価の機関を充実することによって、保育の質の確保と当然向上にもつながっていくのだろうと思っていますので、このような形をもって、その部分については確実に実施をしていきたいなと思っています。

4ページ目をお願いします。今までのところで、拠点化をしていくにはどうしたらいいか、効果はどういうふうにするか、保育の質をどう保っていくんだということを前の3ページまでに述べたつもりですが、そのほか、当然のことなんですけれども、実際に実施をしていく、拠点化をしていこうとする場合に、このようなことを考えていかなければいけないということで七つほど挙げています。

1番目、2番目、3番目につきましては、これについては先ほど来出ています行政としての課題になってきて、この部分については着実に進めない、拠点化を実施することはまた難しいのではないかと考えています。

4番目については、保育者を初めとした職員の研修等の実施、これは公立に

限ったことではありませんで、保育者として民間保育所、認可外保育所も含めまして、ぜひ実施をしていって、保育者の質の向上を図っていききたい。こういうことも当然やっていかなければ、拠点化して、それで終わってしまうということになってしまうのかなと思っています。

それから、きょうも委員さんの意見の中に出ていましたけれども、保育園だけの問題ではなくて、子育て全体を考えていかなければいけない中に当然、幼保の一元化の話題というの、この計画の中では今入っていませんので、その辺も検討していくべきだろうと思っています。

6番目、7番目につきましては、拠点化をしていくに当たって、そのほかの機関としてのファミリーサポートセンターですとか、子育て支援センター、この辺と、実際にどう進めていくんだという協議とかは事前に必要になってくるだろうし、それを巻き込んだ形での協力体制、ネットワークづくりが必要になってくると思っています。それと当然、これは拠点化する園は公立と言っているんで、では私立保育所については何もしないのかということではなくて、当然、私立保育所も、市の保育を担っていただいて、大きなウエイトを占めていますので、当然、これに対して適切な助成をしていくんだということについても、当然留意をしていかなければいけないと思っていますので、この点を挙げさせていただきました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。時間の関係がありますので、議論そのものは次回にさせていただくことにしますが、せっかく説明していただきましたので、この点は次回は補充して説明をしよう、この点は今聞いていてわかりにくかった、そんなような次回に向けてのご提言があれば伺いたい。

委員 ちょっとその前に、誤解を招くといけないので、文言の修正をちょっと。3ページの右の小判型のメッシュのかかった中で、保育園の評価機関（第三者による）とありますが、これは評価機関ではなくて、第三者委員と書き直してほしい。何でそういうことを言ったかという、きょうプリントとしてお配りしました『ぜんほきょう』11月号の5ページの下の方に、第三者評価と第三者委員は全く関係がありませんと明記してありますから、そういう意味で、そこを細かくは次回に申し上げますが、訂正をしていただきたい。

事務局 この説明を細かくしていないので、先生のご意見と私どもの考えているのと違うところがあるのかなと思いますので、またそれは次回に説明させていただいて対応したいと思います。

委員長 ほかにここを補充してほしい。あるいはここはわかりにくいという点がありますか。

委員 4ページの拠点化実施に当たっての留意点というところなんです、幼保一

元化ということを入れていただきましたので、ついでに窓口の一本化をお願いしたいと思うのですね。幼保は、どうしても教育委員会と福祉部という形で分かりますので、なかなか連絡も取りにくいというのが現状なんですね。教育委員会は、実は幼稚園の所轄事項にはないんですね。そういう難しさがあるんですね。ですから、ぜひ窓口の一本化をそこに入れていただければありがたいと思います。

委員長 一元化の一つの中身かと思いますので、また議論をしたいと思います。
委員 障害児の部分につきましては、障害児サービス検討委員会というのは幼保の一元化した窓口ができるのだろうか。

委員長 そうしましたら、きょう11-1の1ページから4ページの説明を受けましたが、1についてはいろいろ質疑があって、また改めて改定版が出てくる。それから、2ページから4ページについては、特に補充ということはなかったんですけど、もう一回に練り直していただいて、改定があれば改定をしていただく。あるいはその必要がなければ、それということで、これについては、次回の審議会の後半で議論させていただきます。それで前半については、先ほど言いました4人の方にご意見を伺うということをしたいと思います。したがって、諮問事項1-1については、まだ継続審議中であるという理解をさせていただきたいと思います。

それでは、確か次が第12回で今年度分が終わってしまうのですが、このまま4月まで放っておくというのも何なんで、先ほど幹事とお話し合いをさせていただいて、年度内にもう一回会合を開かせていただいて、8月末の任期につないでいきたいと考えておりますので、次々回を1月から3月の間で、どこか設定をさせていただきたいと思うのですが、委員、委員、私は入試と卒業というのがあって、3か月の中でなかなか取りにくいと思うのですが、去年もそう言いながら、確か1月、3月ぐらいで2回ぐらいとった記憶がありますので、ぜひご協力をいただきたいと思います。

(日程調整)

委員長 それでは、3月2日、10時から12時ということで設定させていただきます。

事務局 次回日程も決まりましたので、事務局の方から何か、その他ありますか。
よろしいですか。次回にご意見を、現場の声を聞くということで、メンバーは4人ほどというお話がありました。公立の園長と主任、労働組合の方、それからもう一つは保育士の集まりということで、公立、私立を合わせた保育士会がありますので、その代表というお話も出たかと思うのですが、

その代表の方をお呼びしたいと思います。

委員長

それでは、定刻を5分過ぎましたけれども、11回の審議会を閉会します。
どうもありがとうございました。